

企 画 提 案 実 施 要 領

業務名

「八女市オンデマンド交通変更に伴うブランド戦略支援業務」

令和8年3月24日

八女市地域公共交通協議会

1. 目的

本業務は、八女市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という）が運行する八女市オンデマンド交通の運行変更に合わせて、従来のイメージを刷新し、市民が安心して地域で暮らすためのポジティブな移動手段として再定義することを目的とする。

特に、免許返納を検討し始める 70 代後半から 80 代の層に「生活を豊かにする選択肢」として訴求するとともに、小中高生等の若年層の利用拡大を図るための包括的なブランド戦略およびプロモーションを実施する。また、八女市オンデマンド交通見直しを起点に、路線バスや一般タクシーを組み合わせた全体的移動性能が向上することを訴求する。

2. 企画提案対象業務の概要

（1）業務名

八女市オンデマンド交通変更に伴うブランド戦略支援業務

（2）業務内容

「八女市オンデマンド交通変更に伴うブランド戦略支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

（3）業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

（4）提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

16,500,000 円

3. 参加資格

参加者の資格要件は次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- （2）八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- （3）国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- （4）本業務を円滑に遂行するための強固な実施体制および情報セキュリティ管理体制を有すること。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者、経営状況及びその規模、体制において、本業務の履行に支障がない者であること。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

こと。

(7) 福岡県内に事業所を有し、市と十分な意思疎通ができる者。

4. 参加申し込み

本企画提案への参加申し込みは次により行うものとする。

(1) 提出書類及び必要部数

- | | |
|--------------------------|----|
| ①企画提案参加申込書（様式1） | 1部 |
| ②業務実績調書（様式2） | 1部 |
| ③業務実施体制調書（様式3） | 1部 |
| ④会社概要資料（様式自由、A4判） | 1部 |
| ⑤法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可） | 1部 |
| ⑥国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可） | 1部 |
- （担当者の常駐する事業所所在地の証明書）

※法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、納税に関する証明書は、発行後3か月以内のものとする。

(2) 添付書類

- ①業務実績調書（様式2）に係る契約書の写し 1部
②会社の概要がわかる資料 1部

※様式は自由とするが、A4判として会社名、所在地、技術者数、業務概要、会社設立年月日、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記のこと。同じ内容の記載があれば既存のパンフレットでも可。

5. 参加申込書の提出

- (1) 期限 令和8年4月9日（木）17時
(2) 場所 八女市役所 未来創造戦略部 交通政策課
(3) 方法 持参または電子メール（PDF形式）(kotuseisaku@city.yame.lg.jp)

6. 参加資格審査

書類による資格審査後、電子メールによりその結果を通知する。なお、参加資格を得ることができなかった者に対しては、その理由を併記する。

7. 企画提案

(1) 企画提案に必要な書類

- ①企画提案書（様式4） 10部
②経費見積書（積算内訳を添付） 10部

※うち1部は代表者印のある原本とする。また、見積りは仕様書の区分に従い、単価及び数量などの記載により内訳がわかるようにする。金額は消費税抜き

とする。

(2) 提出期限

令和8年4月20日(月) 17時

(3) 提出先

八女市地域公共交通協議会

(事務局：八女市未来創造戦略部交通政策課 電話0943-23-1189)

(4) 提出方法

持参または電子メール(PDF形式)

(5) 質疑

本企画提案に係る質疑は、所定の様式により電子メールで行う。

①質疑様式(様式5)

②メールアドレス kotuseisaku@city.yame.lg.jp

③受付期限 令和8年4月9日(木) 17時

④回答方法 質問への回答は、質問者及び全業者に対して電子メールにて行う。

8. 審査

参加者からの企画提案内容の説明(プレゼンテーション)及び提案内容に対する審査委員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和8年4月30日(木)

(2) 審査方法

審査は委員会の合議形式で行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。所要時間は25分以内(プレゼンテーションは15分以内、質疑応答10分程度)とする。参加者が多数(4者以上)の場合は事前書類審査を行い、事前書類審査通過者のみプレゼンテーションを行うものとする。なお、事前書類審査の審査結果については、全ての参加者に対し書面で結果を通知する。

(3) 評価

審査は委員会によるプレゼンテーションおよびヒアリングにより行い、合計400点満点で評価する。

評価項目配点審査の着眼点

大項目	中項目	配点 内訳	着眼点
(i) 業務実績・体制(配点100)	業務実績	25	同種業務の受託実績、八女市地域公共交通の特性への理解度。
	実施体制・工程	75	スタッフの配置の業務経験や勤務地、現地・現場の対応力。

(ii) 企画提案 (配点 150)	基本方針・ コンセプト	50	多世代が「選んで乗る」交通としての独 創的な提案。企画力や構成力、充実度。
	ターゲット 戦略	50	八女市の地域特性や市民の生活様式を 踏まえ、シニアおよび若年層の心理を 捉えつつ、市民に行動変容を促す具体 的な訴求手法。
	手法の先進 性・独自性	25	SNS、動画、AI 等のデジタル技術を効果 的に組み合わせるノウハウ。
	実現性	25	提案内容を裏付ける根拠の明示
(iii) プレゼンテーション (配点 100)		100	資料の視認性、質疑に対する的確な回 答、業務への意欲。
(iv) 価格審査 (配点 50)		50	設計の合理性（企画提案と価格の合理 性）
合計		400	

(4) 審査結果の通知

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の優先交渉候補者（以下「候補者」という。）として特定する。また、全ての参加者に対し書面で自社の結果を通知する。

9. 契約

企画提案者から提出された企画提案書の内容をプレゼンテーション及び質疑応答により審査して、候補者と次点者を選定する。

候補者に選定された事業者と交通協議会が協議し、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定による随意契約を締結する。

なお、契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

10. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があった場合

11. その他

- (1) 参加者が複数にならない場合は、本企画提案は中止する。

- (2) 本企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 業務実施体制調書（様式3）に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、あらかじめ同等以上の技術者である旨市の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提案書内に提案者独自の特許権等を有するビジネスモデルがある際は、当該提案者が不採択となった場合、本市は一切これを使用・公表しない。ただし、内容が、周知の事実であると認められる場合、ならびに提案者が事前にこのことを提案書に明記する等の方法により本市に通知していない場合は一切の責任を負わない。
- (6) 採用した企画提案の著作権は交通協議会に帰属する。

12 スケジュール（予定）

実 施 内 容	実 施 期 間 又 は 期 日
参加表明書受付期間	令和8年3月24日（火）～令和8年4月9日（木） 17時必着
質問受付期間	令和8年3月24日（火）～令和8年4月9日（木） 17時必着
質問回答期限	令和8年4月16日（木）
企画提案書受付期間	令和8年4月20日（月） 17時必着
プレゼンテーション審査	令和8年4月30日（木）
契約締結	令和8年5月中下旬